

平成 22 年度 林野庁補助事業 木質エネルギー技術高度化事業

(木質資源利用拡大定着化事業のうち木質エネルギー技術高度化事業)

公 募 要 領

公募期間

平成 22 年 5 月 19 日 (水) ～平成 22 年 6 月 18 日 (金) (当日消印有効)

応募申請書類の提出先及びお問合せ先

木質エネルギー技術高度化事業事務局
株式会社森のエネルギー研究所 (担当者: 前保、長崎)
〒198-0036 東京都青梅市河辺町 5-10-1 セントラルビル 2F
TEL : 0428-28-0010
FAX : 0428-28-0037
E-mail : info@mori-energy.jp
URL : <http://www.mori-energy.jp/koudoka.html>

※応募をご検討又は、ご質問等がある場合は事務局までご連絡ください。
※事務局ホームページから公募要領や申請書様式を入手することができます。

目 次

1. 事業の目的	- 1 -
2. 応募要件	- 1 -
2.1 バイオマス燃焼機器とは	- 1 -
2.2 木質バイオマス燃料とは	- 1 -
2.3 応募対象となる事業等の要件	- 1 -
2.4 応募者の資格	- 3 -
3. 助成内容	- 4 -
3.1 助成率	- 4 -
3.2 助成対象経費の範囲	- 4 -
4. 事業実施期間	- 4 -
5. 実施事業者の選定・採択について	- 5 -
5.1 実施事業者の審査方法	- 5 -
5.2 審査結果の通知	- 5 -
6. 応募方法	- 6 -
6.1 応募に必要な申請書類	- 6 -
6.2 応募提出書類及び提出部数	- 6 -
6.3 公募期間	- 6 -
6.4 応募申請書の提出先及び問い合わせ先	- 7 -
7. 事業の実施及び助成金の交付に必要な手続き等	- 7 -
8. 助成金交付決定者に係る責務等	- 8 -
8.1 事業の推進	- 8 -
8.2 助成金の経理管理	- 8 -
8.3 取得財産の管理	- 8 -
8.4 知的財産の帰属等	- 8 -
8.5 収益納付等	- 9 -
8.6 消費税等仕入控除税額の取扱い	- 9 -
8.7 事業成果等の報告（及び発表）	- 9 -
8.8 視察・成果報告会等への協力	- 9 -

1. 事業の目的

近年、原油価格の高騰や地球温暖化問題に対する関心の高まり等を背景として、木質バイオマスを燃料とする熱利用機器の導入事例も増加し、取扱企業、種類、用途等も多様化が進んでいます。

今後はさらに幅広いユーザーに受け入れられるよう、利便性や燃焼効率の向上、低コスト化といった、木質バイオマスの普及促進につながる技術改良が求められています。

本事業では、木質資源の利用拡大の基盤づくりとして、木質バイオマス熱利用機器の技術高度化のために行う試作品の製作、試用（モニター調査等）・改良のための補助支援を行います。

木質バイオマス燃焼機器の開発に携わる企業様または大学・研究機関等の団体様からのご応募をお待ちしております。

2. 応募要件

2.1 バイオマス燃焼機器とは

本事業では、木質バイオマス燃料を使用する燃焼機器全般を対象とします。例として、ストーブ、温水ボイラー、蒸気ボイラー、ハウス用加温機、吸収式冷温水器等があげられます。

また、ご検討している木質バイオマス燃焼機器につきましては、ご不明な点がございましたら事務局にご相談ください。

2.2 木質バイオマス燃料とは

本事業では、木質バイオマス燃料全般を対象とします。例として、木質チップ、木質ペレット、薪、竹、木炭、おが粉、木粉、ブリケット等があげられます。

また、ご検討している木質バイオマス燃料につきましては、ご不明な点がございましたら事務局にご相談ください。

2.3 応募対象となる事業等の要件

(1) 本公募において想定している開発レベル

本事業においては、以下の開発レベルにあるものを対象とします。

- ① 自社市販品をすでに開発しており、実証され販売が確認されているもの
- ② 開発中のものについては試作・改良内容・スケジュールが明確であり商品化が間近なもの

(2) 実施内容

本事業実施期間内に、以下の内容を実施するものとします。

①試作品の製作・改良

技術課題領域や想定している開発レベルの要件を満たす機器について試作品の製作・改良

②試用（モニター調査等）

製作・改良した試作品を設置・運転し、開発の達成度合いを把握するために必要な稼働データの取得やモニター調査

③実施状況報告、結果発表

①②の進捗状況の報告（月次報告、中間報告会）、事業全体の最終成果報告（成果報告会）

(3) 本公募の対象とする技術課題領域

木質バイオマス熱利用機器の利便性の向上、高性能化及び低コスト化につながる技術課題を対象とします。以下に技術課題領域の例を示します。

課題領域例	課題例
低コスト化	・燃焼機器(付帯設備含む)の低コスト化
小型化(コンパクト化)	・機器本体、全体システムの小型化 ・システムのパッケージ化
ハンドリング性・信頼性の向上	・制御・管理システムの高度化
メンテナンス性の向上	・メンテナンスの簡素化・自動化 ・メンテナンス作業性の向上
高効率化(省エネ性能の向上)	・機器運転時の消費エネルギーの低減化 ・燃焼効率の向上(燃焼制御、エコマイザー、燃料の品質向上等)
利用汎用性の向上	・特殊環境(厳冬地仕様、屋外設置化等)への対応 ・多種の木質燃料への対応化(含水率・形状)
安全性の向上	・機器の安全性、耐久性の向上
環境性の向上	・エミッション(燃焼灰、ばい塵等)の削減 ・他のエネルギー(太陽熱等)とのハイブリッド化
上記改良点の実証	実際的一般ユーザーへのモニター調査

上記の例に関しては、木質バイオマス熱利用機器に関する技術について、特に重要と思われる課題要素を抽出したものです。実際に提案する内容は、この課題領域例に拘わらずに御自由に企画・御提案ください。

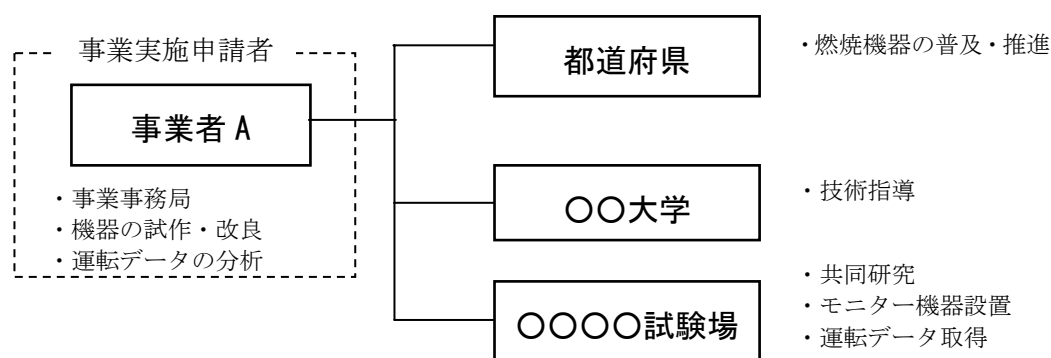
2.4 応募者の資格

- ① 木質バイオマスの熱利用機器の開発に取り組む民間企業、研究機関、地方公共団体等で、開発目標の達成及び開発計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。

※1 報告会参加、報告書提出が可能なこと。自社のみでは困難な場合、研究機関等連携が取れていること。

- ② 本事業を円滑に遂行するために必要な経営（運営）基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有していること。

（申請例）



注1：国庫補助により導入した施設で、その補助事業が継続中のものについては本事業の対象に含めることはできません。

注2：複数の事業団体による取り組みは可能です。ただし、申請者は主として事業を実施する1者としてください。

3. 助成内容

本事業では、木質バイオマスの熱利用機器の利便性の向上、高性能化及び低コスト化に資すると認められる試作品の製作、試用（モニター調査等）・改良を実施する技術高度化実施事業者（以下、実施事業者という。）に対して、事業を実施するために必要な経費の一部を助成します。

3.1 助成率

事業の実施に直接必要な経費の1/2以内とします。なお、平成22年度の助成金規模は66,585千円以内であり、採択課題数は2～8課題程度を予定しています（採択数は事業者数や内容によって変わります）。

※応募に当たっては、平成22年度における事業の実施に必要な額を算出していただきますが、実際に交付される助成金の額は、応募申請書に記載された事業内容等の審査の結果に基づき決定されることとなります。その為、必ずしも申請額とは一致しませんのでご注意ください。

3.2 助成対象経費の範囲

助成対象経費の範囲は、別紙-1「経費区分（費目）及び内容」の通りとします。なお、事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は申請することができません。

- (1) 建物等施設の建設、不動産取得、機械備品取得に関する経費
- (2) 事業の実施に関連のない経費

4. 事業実施期間

事業実施期間は、実施事業者の選定の後、林野庁長官から助成金交付の承認が得られた期日から平成23年3月18日（金）までの単年度事業を原則とします。

事業の公募から補助金の交付までの大まかなスケジュールは以下のとおり。

5月19日～6月18日	公募受付
6月下旬～7月上旬	課題提案会・選定委員による採択
7月下旬	交付決定、事業開始 毎月事業実施報告書を提出
12月～1月	中間報告会（選定委員会による評価）
3月上旬	成果報告会（全国5ヶ所）
3月18日	実績報告書提出期限
4月下旬	補助金交付

5. 実施事業者の選定・採択について

5.1 実施事業者の審査方法

- ・ 本事業実施にあたって設置する「技術高度化実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て選定します。選定委員会では応募書類及びヒアリング結果をもとに審査を行います。
- ・ 選定委員会及び審査過程は公平を期すため、非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じることができませんので予めご了承ください。また、提出された応募書類等は返却できません。
- ・ 事務局から応募申請内容等について問合せ及び必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

審査基準

助成先の実施事業者については、以下の審査基準で審査します。

(1) 提案の内容

- ① 提案する事業のテーマと内容が、本事業の目的に合致しているか
- ② 木質バイオマス利用機器ユーザーの拡大が期待できるか
- ③ 事業の計画（方法・内容等）が優れているか
- ④ 実施スケジュールに無理はないか
- ⑤ 目標達成のため妥当な予算となっているか
- ⑥ 定量的な目標設定・評価項目が明確か

(2) 申請者の事業遂行能力

- ① 申請者の事業実施体制が整っているか
 - ② 申請者は本事業を遂行するための技術を有しているか
 - ③ 経営基盤が安定しているか
- ※ 毎月の事業進捗状況の報告、事業成果報告書の提出が求められます。

5.2 審査結果の通知

採択結果については、申請者に対して文書で通知いたします。また、採択された課題名・申請者名については、本事業のホームページ等で公表します。

6. 応募方法

6.1 応募に必要な申請書類

応募するに当たって、所定の応募申請書類を提出してください。（「6.2 提出書類及び提出部数」参照）なお、応募申請書類以外に、事業内容を説明する資料を添付することもできます。ただし、提出された応募申請書類は選定審査以外には使用しません。なお、提出書類は返却いたしませんのでご了承下さい。

※提出書類に不備があった場合は、無効とさせていただきますので、ご注意ください。

※指定の様式は木質エネルギー技術高度化事業事務局ホームページから入手できます。

木質エネルギー技術高度化事業ホームページ：<http://www.mori-energy.jp/koudoka.html>

6.2 応募提出書類及び提出部数

・ 様式 1 応募申請書	1 部
・ 様式 2 実施計画書	9 部
・ 様式 3 主任技術者経歴書	9 部
・ 様式 4 応募申請書類受理票	1 部
・ 添付資料 1 登記簿謄本（写し可、3ヶ月以内に取得したもの）※ ¹	2 部
・ 添付資料 2 決算報告書（直近年度3年分）※ ¹	2 部
・ 添付資料 3 本事業に関連する機器導入実績	9 部
・ 添付資料 4 会社概要説明書（パンフレット等）	9 部
・ 添付資料 5 改良点分かる図面・計算書等説明資料	9 部

※¹：申請者が地方公共団体の場合は必要ありません。

※²：添付資料 2, 3, 4, 5 は、任意書式によります。

6.3 公募期間

応募受付は、平成22年5月19日（水）から6月18日（金）（当日消印有効）まで行います。なお、提出書類に関しては郵送受付のみとします。

※募集期間終了後、応募者へ対してヒアリングを予定しております。詳しい日時、場所等については、申請者に対し別途ご連絡いたします（本事業のプレゼン用資料の作成をお願いします）。

6.4 応募申請書の提出先及び問い合わせ先

応募申請書等の書類提出先及び事業内容や公募要領についてのお問い合わせは、下記の木質エネルギー技術高度化事業事務局までお願いします。

株式会社 森のエネルギー研究所内
木質エネルギー技術高度化事業事務局（担当者：前保、長崎）
〒198-0036 東京都青梅市河辺町5-10-1セントラルビル2F
TEL：0428-28-0010
FAX：0428-28-0037
E-mail：info@mori-energy.jp
URL：http://www.mori-energy.jp/koudoka.html

ご不明な点やご質問がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。

7. 事業の実施及び助成金の交付に必要な手続き等

事業に当たっては、採択通知を受けた後、助成金交付申請書を提出していただきます。本事業は平成23年3月18日（金）までに完了する事とし、成果物として実績報告書等の必要な書類を添付して、この日までに提出していただきます。

複数年にわたる事業であっても、年度ごとに上記期限までに実績報告書を提出していただきます。助成を受けた事業者は、本事業終了後5年間、関係する帳簿、証拠書類又は証拠物等について保存していただきます。

8. 助成金交付決定者に係る責務等

助成金の交付を受けた実施事業者は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

8.1 事業の推進

実施事業者は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。特に、交付申請書（採択決定後、助成金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。

8.2 助成金の経理管理

実施事業者は、交付を受けた助成金の経理管理に当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要があります。

実施事業者は、助成事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

8.3 取得財産の管理

- ・ この補助事業により取得した設備等の財産の所有権は、実施事業者に帰属します。
- ・ この補助事業により取得した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。（他の用途への使用はできません。）
- ・ 1件当たりの取得価額又は効用の増加価格が50万円以上の機器及び器具等の財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則に規定する処分の制限を受ける期間において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。
- ・ 農林水産大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分等する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。（補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。）また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付（納付額は補助金額が限度です。）しなければなりません。

8.4 知的財産の帰属等

- ・ 本事業の実施により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発明者に帰属しますが、出願等の状況を林野庁長官に報告しなければなりません。
- ・ 実施事業者は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾することとします。
- ・ 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないこと

について正当な理由が認められない場合において、国が当該知的所有権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、実施事業者は、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾することとします。

8.5 収益納付等

- ・ 実施事業者は、補助事業の完了の日の属する決算期の最初の日から5年間、毎年度、補助事業により商品化された製品の販売及び取得した知的財産権の譲渡等の過去1年間の実績について、林野庁長官に報告しなければなりません。
- ・ この事業の実施により実施事業者に相当の収益が生じたと認めたときは、実施事業者に対して、その交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがあります。

8.6 消費税等仕入控除税額の取扱い

交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（注）を減額して申請しなければなりません。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。なお、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、林野庁長官に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

（注）消費税等仕入控除税額とは：

実施事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

8.7 事業成果等の報告（及び発表）

- ・ 本事業により得られた事業成果及び交付を受けた助成金の使用結果については、中間時及び本事業終了後（事業実施期間が複数年の場合は毎年度）に必要な報告を行わなければなりません。（国及び事務局は、報告のあった成果について、本事業により得られた成果事例集等において公表することを想定しています。）
- ・ 最終成果品として、設計図書、本事業により得られた成果技術、モニター調査結果等をまとめた報告書を1部及び電子データ（CD-R又はDVD-R）を1部提出していただきます。

8.8 視察・成果報告会等への協力

事業実施期間中に、事務局の職員等による現地視察・指導を行うことがある他、バイオマス利活用システムの普及のため成果報告会への参加、広報資料（写真・成果情報等）の作成、視察の受け入れ等の協力を求めることがあります。

別紙－1 事業経費区分（費目）及び内容

経費区分（費目）	内 容
(1) 技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（機器等の設計、専門的知識・技術を有する調査・資料作成等）について、本事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額とします。日当たり単価の算定については、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当（超過勤務手当は除きます。）、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とします。（算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まない。）</p> $\text{日当たり単価} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当} + \text{賞与} + \text{法定福利費}}{\text{就業規則で定められた年間就労日数}}$ <p>注：日当たり単価については、必要に応じて算出の根拠資料の提出を求めることがあります。</p>
(2) 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務（資料整理、補助、事業資料作成等）について、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給または時間給）とします。</p> <p>賃金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。なお、賃金には、扶養手当、通勤手当等の諸手当、雇用保険料、健康保険料、退職金共済費等は含みません。</p>
(3) 謝金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる資料整理、作業補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費。</p> <p>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定する必要があります。なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできません。</p> <p>注：謝金の算出方法について、各団体の謝金規定及び根拠資料の提出を求めることがあります。</p>
(4) 旅費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体や専門家等が行う資料収集、各種調査、検討会議、講師等の現地指導、各種打合せ、成果報告会等への出席等の実施に必要な経費とします。</p> <p>注：展示会の視察については補助対象とはなりません。</p>
(5) 需用費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、資材費、会議費、印刷製本費等の経費となります。ただし、通常の団体運営に伴って発生する経費は補助対象とはなりません。</p> <p>①消耗品費 事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、消耗品、消耗器材、モニター調査のための木質バイオマス燃料調達費、車両燃料費、各種事務用品等の調達に必要な経費。 注：機械備品（データ測定用の機材や工具類の購入等）は補助対象とはなりません。必要の場合はレンタルにより対応してください。（この場合は（7）使用料及び賃借料の区分に計上してください。）</p> <p>②資材費 本事業に直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費。</p> <p>③会議費 事業を実施するために直接必要となる会議の開催時に出席者に提供する茶等飲料類の調達に必要な経費。なお、事業実施主体が出席した場合、事業実施主体分の会議費は補助対象とはなりません。また、会議における食事は、補助対象とはなりません。</p> <p>④印刷製本費 事業を実施するために必要となる文書、図面等の印刷に必要な経費。</p>
(6) 役務費	<p>原稿料、通信運搬費等の、事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費を対象とします。</p> <p>①原稿料 事業を実施するために直接必要となる情報を取りまとめた報告書等の執筆者に対して、実働に応じた対価を支払う経費。</p> <p>②通信運搬費 事業を実施するために必要な郵便料、機械の運搬料、諸物品の運賃支払等に必要な経費。</p>
(7) 使用料及び賃借料	<p>事業を実施するために必要となるデータ取得用器具・機械、打合せ会場、運搬車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費。</p> <p>注：通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料、その他の経費は認められません。</p>

※ 関連会社から物品等を調達する場合は利益排除を行った額で申請願います